医６３号

**診療所病床設置許可申請書**

年 月 日

 福岡市保健所長　様

開設者

 次のとおり診療所に病床を設置したいので、許可されたく、医療法第７条第３項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開設者 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 〒（℡ ） |
| 氏名又は名称 |  |
| 施設の名称 |  | 開設の場所 | 〒 　　  （℡ ） |
| 病床を設置する理由 |  |
| 診療科目 |  | 設置予定日 | 年　　月　　日　　　 |
| 設置病室・病床数 | 一般　　　　 室　 　　　 床療養　 　　 　室　 　　 　床 |
| 医師・看護師その他の従業員の定員 |
|  | 医師 | 看護師・准看護師 | 看護補助者 | 薬剤師 | その他 | 計 |
| 現在員 |  |  |  |  |  |  |
| 病床設置後 |  |  |  |  |  |  |

[添付書類]

１　建物の構造設備概要及び新旧平面図（各室の用途を示し、病床の種別を明示すること。）

２ 病室及び居室の概要（床面積、採光面積、開放面積、天井高、前面廊下幅等）を記載した書類［別紙3］ ※　９床以下の診療所は、前面廊下幅、階段幅等の記載は不要

３　医療従事者の名簿［別紙5-1､5-2､5-3］

４ 非常勤医師等常勤換算表［別紙6］

５　開設者及び管理者については臨床研修等修了登録証若しくは免許証、それ以外の法定医療従事者については免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

※法人化による場合は、認可申請時から変更のあった者のみ

６　療養病床を設置する場合は、療養病床の概要［別紙2］

［留意事項］

（１）診療所の開設時の場合

①開設者が法人等の場合は、同時に診療所開設許可申請（医２号）が必要。

②開設者が臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の場合は、病床設置許可後、開設届（医１９号）が必要。

（２）診療所の変更時の場合

①開設者が法人等の場合は、同時に診療所変更許可申請（医５号）が必要。

②開設者が臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の場合は、許可後に変更届（医２５号）が必要。

※開設者又は管理者の資格の確認について

（１）医師

①平成１６年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　　　：臨床研修等修了登録証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

（２）歯科医師

①平成１８年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　：臨床研修等修了登録証の提示（各衛生課で確認）又はその写しの添付